

# 付 録



# 1. 年次別人口増減数及び動態別増減数等の推移

(1月～12月)

年 別	人口総数 (1月1日現在)	増減数	増減率	自然 動 態				社 会 動 態 <sup>注)</sup>				
				出 生	死 亡	増減数	増減率	転 入	転 出	その他	増減数	増減率
	人	人	%	人	人	人	%	人	人	人	人	%
昭和36	2,319,809	49,902	2.15			20,046	0.86				29,856	1.29
37	2,369,711	73,845	3.12			21,479	0.91				52,366	2.21
38	2,443,556	83,473	3.42			27,964	1.14				55,509	2.27
39	2,527,029	104,159	4.12			30,026	1.19				74,133	2.93
40	2,631,188	91,121	3.46			33,603	1.28				57,518	2.19
41	2,722,309	84,113	3.09			20,986	0.77				63,127	2.32
42	2,806,422	133,072	4.74			42,889	1.53				90,183	3.21
43	2,939,494	139,993	4.76			42,839	1.46				97,154	3.31
44	3,079,487	166,819	5.42	64,398	19,747	44,651	1.45	245,487	133,794	10,475	122,168	3.97
45	3,246,306	156,265	4.81	70,601	20,760	49,841	1.54	254,721	144,411	-3,886	106,424	3.28
46	3,402,571	149,334	4.39	75,049	20,185	54,864	1.61	249,164	154,198	-496	94,470	2.78
47	3,551,905	157,855	4.44	78,044	19,742	58,302	1.64	257,914	159,774	1,413	99,553	2.80
48	3,709,760	160,522	4.33	81,040	21,042	59,998	1.62	269,310	169,704	918	100,524	2.71
49	3,870,282	155,360	4.01	81,417	21,713	59,704	1.54	262,525	164,766	-2,103	95,656	2.47
50	4,025,642	151,427	3.76	77,088	21,585	55,503	1.38	238,639	162,611	19,896	95,924	2.38
51	4,177,069	119,841	2.87	75,840	21,752	54,088	1.29	230,206	165,412	959	65,753	1.57
52	4,296,910	117,741	2.74	72,801	21,635	51,166	1.19	233,980	167,603	198	66,575	1.55
53	4,414,651	129,569	2.93	71,847	21,889	49,958	1.13	246,606	167,734	739	79,611	1.80
54	4,544,220	122,979	2.71	70,579	22,151	48,428	1.07	245,418	173,081	2,214	74,551	1.64
55	4,667,199	91,725	1.97	65,945	22,916	43,029	0.92	236,128	172,046	-15,386	48,696	1.04
56	4,758,924	96,872	2.04	66,842	23,598	43,244	0.91	224,856	171,813	585	53,628	1.13
57	4,855,796	86,999	1.79	65,375	22,999	42,376	0.87	217,199	173,601	1,025	44,623	0.92
58	4,942,795	77,710	1.57	64,642	24,702	39,940	0.81	210,019	172,432	183	37,770	0.76
59	5,020,505	71,690	1.43	63,906	24,735	39,171	0.78	203,827	170,673	-635	32,519	0.65
60	5,092,195	72,863	1.43	60,875	24,954	35,921	0.71	202,825	171,758	5,875	36,942	0.73
61	5,165,058	71,594	1.39	58,087	25,529	32,558	0.63	207,292	169,206	950	39,036	0.76
62	5,236,652	90,326	1.72	57,662	25,598	32,064	0.61	229,816	171,966	412	58,262	1.11
63	5,326,978	95,677	1.80	56,648	27,229	29,419	0.55	240,831	176,287	1,714	66,258	1.24
64	5,422,655	82,544	1.52	54,403	27,584	26,819	0.49	238,270	184,046	1,501	55,725	1.03
平成2	5,505,199	65,178	1.18	53,730	28,960	24,770	0.45	237,708	194,592	-2,708	40,408	0.73
3	5,570,377	71,720	1.29	54,533	29,644	24,889	0.45	238,222	193,311	1,920	46,831	0.84
4	5,642,097	61,883	1.10	53,460	31,398	22,062	0.39	237,952	199,539	1,408	39,821	0.71
5	5,703,980	54,425	0.95	53,973	32,141	21,832	0.38	232,992	202,005	1,606	32,593	0.57
6	5,758,405	39,715	0.69	57,227	32,783	24,444	0.42	222,662	208,076	685	15,271	0.27
7	5,798,120	6,247	0.11	55,248	34,526	20,722	0.36	215,698	205,420	-24,753	-14,475	-0.25
8	5,804,367	29,349	0.51	55,961	33,917	22,044	0.38	209,223	202,637	719	7,305	0.13
9	5,833,716	28,907	0.50	55,427	34,842	20,585	0.35	209,081	201,101	342	8,322	0.14
10	5,862,623	32,373	0.55	56,011	36,737	19,274	0.33	210,822	198,379	656	13,099	0.22
11	5,894,996	32,456	0.55	54,781	38,363	16,418	0.28	208,171	192,609	476	16,038	0.27
12	5,927,452	6,944	0.12	56,242	37,446	18,796	0.32	208,251	194,497	-25,606	-11,852	-0.20
13	5,934,396	38,629	0.65	55,300	38,049	17,251	0.29	212,871	192,251	758	21,378	0.36
14	5,973,025	33,160	0.56	55,309	39,782	15,527	0.26	205,086	187,701	248	17,633	0.30
15	6,006,185	27,081	0.45	53,538	40,771	12,767	0.21	207,073	190,246	-2,513	14,314	0.24
16	6,033,266	17,337	0.29	54,029	41,971	12,058	0.20	195,135	188,902	-954	5,279	0.09
17	6,050,603	10,213	0.17	51,401	44,131	7,270	0.12	196,019	186,846	-6,230	2,943	0.05
18	6,060,816	22,340	0.37	52,492	45,000	7,492	0.12	197,865	183,020	3	14,848	0.24
19	6,083,156	33,172	0.55	52,922	45,869	7,053	0.12	203,438	177,789	470	26,119	0.43
20	6,116,328	37,330	0.61	52,897	47,177	5,720	0.09	203,069	172,992	1,533	31,610	0.52
21	6,153,658	33,661	0.55	52,988	48,145	4,843	0.08	197,477	171,136	2,477	28,818	0.47
22	6,187,319	29,708	0.48	52,625	50,377	2,248	0.04	183,829	171,160	14,791	27,460	0.44
23	6,217,027	-10,693	-0.17	51,294	51,817	-523	-0.01	167,006	178,424	1,248	-10,170	-0.16
24	6,206,334	-12,982	-0.21	49,768	53,432	-3,664	-0.06	162,355	170,926	-747	-9,318	-0.15
25	6,193,352	-1,366	-0.02	49,194	53,772	-4,578	-0.07	167,276	160,294	-3,770	3,212	0.05
26	6,191,986	6,252	0.10	47,653	54,034	-6,381	-0.10	171,888	156,453	-2,802	12,633	0.20

注) 転入及び転出とは他県との移動であり、その他は県内間の移動及び職権による記載・消除等を含む。

## 2. 都道府県別

都道府県名	大正9年 1920	昭和5年 1930	昭和15年 1940	昭和22年 1947	昭和25年 1950	昭和30年 1955	昭和35年 1960 注)	昭和40年 1965
全 国	55,963,053	64,450,005	73,114,308	78,101,473	84,114,574	90,076,594	94,301,623	99,209,137
千 葉 県	14位	16位	17位	10位	11位	11位	11位	10位
北海道	2,359,183	2,812,335	3,272,718	3,852,821	4,295,567	4,773,087	5,039,206	5,171,800
青森県	756,454	879,914	1,000,509	1,180,245	1,282,867	1,382,523	1,426,606	1,416,591
岩手県	845,540	975,771	1,095,793	1,262,743	1,346,728	1,427,097	1,448,517	1,411,118
宮城県	961,768	1,142,784	1,271,238	1,566,831	1,663,442	1,727,065	1,743,195	1,753,126
秋田県	898,537	987,706	1,052,275	1,257,398	1,309,031	1,348,871	1,335,580	1,279,835
山形県	968,925	1,080,034	1,119,338	1,335,653	1,357,347	1,353,649	1,320,664	1,263,103
福島県	1,362,750	1,508,150	1,625,521	1,992,460	2,062,394	2,095,237	2,051,137	1,983,754
茨城県	1,350,400	1,487,097	1,620,000	2,013,735	2,039,418	2,064,037	2,047,024	2,056,154
栃木県	1,046,479	1,141,737	1,206,657	1,534,311	1,550,462	1,547,580	1,513,624	1,521,656
群馬県	1,052,610	1,186,080	1,299,027	1,572,787	1,601,380	1,613,549	1,578,476	1,605,584
埼玉県	1,319,533	1,459,172	1,608,039	2,100,453	2,146,445	2,262,623	2,430,871	3,014,983
千葉県	<b>1,336,155</b>	<b>1,470,121</b>	<b>1,588,425</b>	<b>2,112,917</b>	<b>2,139,037</b>	<b>2,205,060</b>	<b>2,306,010</b>	<b>2,701,770</b>
東京都	3,699,428	5,408,678	7,354,971	5,000,777	6,277,500	8,037,084	9,683,802	10,869,244
神奈川県	1,323,390	1,619,606	2,188,974	2,218,120	2,487,665	2,919,497	3,443,176	4,430,743
新潟県	1,776,474	1,933,326	2,064,402	2,418,271	2,460,997	2,473,492	2,442,037	2,398,931
富山県	724,276	778,953	822,569	979,229	1,008,790	1,021,121	1,032,614	1,025,465
石川県	747,360	756,835	757,676	927,743	957,279	966,187	973,418	980,499
福井県	599,155	618,144	643,904	726,264	752,374	754,055	752,696	750,557
山梨県	583,453	631,042	663,026	807,251	811,369	807,044	782,062	763,194
長野県	1,562,722	1,717,118	1,710,729	2,060,010	2,060,831	2,021,292	1,981,433	1,958,007
岐阜県	1,070,407	1,178,405	1,265,024	1,493,644	1,544,538	1,583,605	1,638,399	1,700,365
静岡県	1,550,387	1,797,805	2,017,860	2,353,005	2,471,472	2,650,435	2,756,271	2,912,521
愛知県	2,089,762	2,567,413	3,166,592	3,122,902	3,390,585	3,769,209	4,206,313	4,798,653
三重県	1,069,270	1,157,407	1,198,783	1,416,494	1,461,197	1,485,582	1,485,054	1,514,467
滋賀県	651,050	691,631	703,679	858,367	861,180	853,734	842,695	853,385
京都府	1,287,147	1,552,832	1,729,993	1,739,084	1,832,934	1,935,161	1,993,403	2,102,808
大阪府	2,587,847	3,540,017	4,792,966	3,334,659	3,857,047	4,618,308	5,504,746	6,657,189
兵庫県	2,301,799	2,646,301	3,221,232	3,057,444	3,309,935	3,620,947	3,906,487	4,309,944
奈良県	564,607	596,225	620,509	779,935	763,883	776,861	781,058	825,965
和歌山県	750,411	830,748	865,074	959,999	982,113	1,006,819	1,002,191	1,026,975
鳥取県	454,675	489,266	484,390	587,606	600,177	614,259	599,135	579,853
島根県	714,712	739,507	740,940	894,267	912,551	929,066	888,886	821,620
岡山県	1,217,698	1,283,962	1,329,358	1,619,622	1,661,099	1,689,800	1,670,454	1,645,135
広島県	1,541,905	1,692,136	1,869,504	2,011,498	2,081,967	2,149,044	2,184,043	2,281,146
山口県	1,041,013	1,135,637	1,294,242	1,479,244	1,540,882	1,609,839	1,602,207	1,543,573
徳島県	670,212	716,544	718,717	854,811	878,511	878,109	847,274	815,115
香川県	677,852	732,816	730,394	917,673	946,022	943,823	918,867	900,845
愛媛県	1,046,720	1,142,122	1,178,705	1,453,887	1,521,878	1,540,628	1,500,687	1,446,384
高知県	670,895	718,152	709,286	848,337	873,874	882,683	854,595	812,714
福岡県	2,188,249	2,527,119	3,094,132	3,178,134	3,530,169	3,859,764	4,006,679	3,964,611
佐賀県	673,895	691,565	701,517	917,797	945,082	973,749	942,874	871,885
長崎県	1,136,182	1,233,362	1,370,063	1,531,674	1,645,492	1,747,596	1,760,421	1,641,245
熊本県	1,233,233	1,353,993	1,368,179	1,765,726	1,827,582	1,895,663	1,856,192	1,770,736
大分県	860,282	945,771	972,975	1,233,651	1,252,999	1,277,199	1,239,655	1,187,480
宮崎県	651,097	760,467	840,357	1,025,689	1,091,427	1,139,384	1,134,590	1,080,692
鹿児島県	1,415,582	1,556,690	1,589,467	1,746,305	1,804,118	2,044,112	1,963,104	1,853,541
沖縄県	571,572	577,509	574,579	—	914,937	801,065	883,122	934,176

注) 長野県西筑摩郡山田村と岐阜県中津川市の境界紛争地域人口(男39人、女34人)は全国に含まれているが、長野県及び岐阜県のいずれにも含まれていない。  
資料: 国勢調査(総務省統計局)

# 人口推移 (10月1日現在)

(単位：人)

昭和45年 1970	昭和50年 1975	昭和55年 1980	昭和60年 1985	平成2年 1990	平成7年 1995	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010
104,665,171	111,939,643	117,060,396	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352
9位	9位	8位	8位	7位	6位	6位	6位	6位
5,184,287	5,338,206	5,575,989	5,679,439	5,643,647	5,692,321	5,683,062	5,627,737	5,506,419
1,427,520	1,468,646	1,523,907	1,524,448	1,482,873	1,481,663	1,475,728	1,436,657	1,373,339
1,371,383	1,385,563	1,421,927	1,433,611	1,416,928	1,419,505	1,416,180	1,385,041	1,330,147
1,819,223	1,955,267	2,082,320	2,176,295	2,248,558	2,328,739	2,365,320	2,360,218	2,348,165
1,241,376	1,232,481	1,256,745	1,254,032	1,227,478	1,213,667	1,189,279	1,145,501	1,085,997
1,225,618	1,220,302	1,251,917	1,261,662	1,258,390	1,256,958	1,244,147	1,216,181	1,168,924
1,946,077	1,970,616	2,035,272	2,080,304	2,104,058	2,133,592	2,126,935	2,091,319	2,029,064
2,143,551	2,342,198	2,558,007	2,725,005	2,845,382	2,955,530	2,985,676	2,975,167	2,969,770
1,580,021	1,698,003	1,792,201	1,866,066	1,935,168	1,984,390	2,004,817	2,016,631	2,007,683
1,658,909	1,756,480	1,848,562	1,921,259	1,966,265	2,003,540	2,024,852	2,024,135	2,008,068
3,866,472	4,821,340	5,420,480	5,863,678	6,405,319	6,759,311	6,938,006	7,054,243	7,194,556
<b>3,366,624</b>	<b>4,149,147</b>	<b>4,735,424</b>	<b>5,148,163</b>	<b>5,555,429</b>	<b>5,797,782</b>	<b>5,926,285</b>	<b>6,056,462</b>	<b>6,216,289</b>
11,408,071	11,673,554	11,618,281	11,829,363	11,855,563	11,773,605	12,064,101	12,576,601	13,159,388
5,472,247	6,397,748	6,924,348	7,431,974	7,980,391	8,245,900	8,489,974	8,791,597	9,048,331
2,360,982	2,391,938	2,451,357	2,478,470	2,474,583	2,488,364	2,475,733	2,431,459	2,374,450
1,029,695	1,070,791	1,103,459	1,118,369	1,120,161	1,123,125	1,120,851	1,111,729	1,093,247
1,002,420	1,069,872	1,119,304	1,152,325	1,164,628	1,180,068	1,180,977	1,174,026	1,169,788
744,230	773,599	794,354	817,633	823,585	826,996	828,944	821,592	806,314
762,029	783,050	804,256	832,832	852,966	881,996	888,172	884,515	863,075
1,956,917	2,017,564	2,083,934	2,136,927	2,156,627	2,193,984	2,215,168	2,196,114	2,152,449
1,758,954	1,867,978	1,960,107	2,028,536	2,066,569	2,100,315	2,107,700	2,107,226	2,080,773
3,089,895	3,308,799	3,446,804	3,574,692	3,670,840	3,737,689	3,767,393	3,792,377	3,765,007
5,386,163	5,923,569	6,221,638	6,455,172	6,690,603	6,868,336	7,043,300	7,254,704	7,410,719
1,543,083	1,626,002	1,686,936	1,747,311	1,792,514	1,841,358	1,857,339	1,866,963	1,854,724
889,768	985,621	1,079,898	1,155,844	1,222,411	1,287,005	1,342,832	1,380,361	1,410,777
2,250,087	2,424,856	2,527,330	2,586,574	2,602,460	2,629,592	2,644,391	2,647,660	2,636,092
7,620,480	8,278,925	8,473,446	8,668,095	8,734,516	8,797,268	8,805,081	8,817,166	8,865,245
4,667,928	4,992,140	5,144,892	5,278,050	5,405,040	5,401,877	5,550,574	5,590,601	5,588,133
930,160	1,077,491	1,209,365	1,304,866	1,375,481	1,430,862	1,442,795	1,421,310	1,400,728
1,042,736	1,072,118	1,087,012	1,087,206	1,074,325	1,080,435	1,069,912	1,035,969	1,002,198
568,777	581,311	604,221	616,024	615,722	614,929	613,289	607,012	588,667
773,575	768,886	784,795	794,629	781,021	771,441	761,503	742,223	717,397
1,707,026	1,814,305	1,871,023	1,916,906	1,925,877	1,950,750	1,950,828	1,957,264	1,945,276
2,436,135	2,646,324	2,739,161	2,819,200	2,849,847	2,881,748	2,878,915	2,876,642	2,860,750
1,511,448	1,555,218	1,587,079	1,601,627	1,572,616	1,555,543	1,527,964	1,492,606	1,451,338
791,111	805,166	825,261	834,889	831,598	832,427	824,108	809,950	785,491
907,897	961,292	999,864	1,022,569	1,023,412	1,027,006	1,022,890	1,012,400	995,842
1,418,124	1,465,215	1,506,637	1,529,983	1,515,025	1,506,700	1,493,092	1,467,815	1,431,493
786,882	808,397	831,275	839,784	825,034	816,704	813,949	796,292	764,456
4,027,416	4,292,963	4,553,461	4,719,259	4,811,050	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,968
838,468	837,674	865,574	880,013	877,851	884,316	876,654	866,369	849,788
1,570,245	1,571,912	1,590,564	1,593,968	1,562,959	1,544,934	1,516,523	1,478,632	1,426,779
1,700,229	1,715,273	1,790,327	1,837,747	1,840,326	1,859,793	1,859,344	1,842,233	1,817,426
1,155,566	1,190,314	1,228,913	1,250,214	1,236,942	1,231,306	1,221,140	1,209,571	1,196,529
1,051,105	1,085,055	1,151,587	1,175,543	1,168,907	1,175,819	1,170,007	1,153,042	1,135,233
1,729,150	1,723,902	1,784,623	1,819,270	1,797,824	1,794,224	1,786,194	1,753,179	1,706,242
945,111	1,042,572	1,106,559	1,179,097	1,222,398	1,273,440	1,318,220	1,361,594	1,392,818

### 3. 全国年齢別人口（平成22年10月1日現在）

（単位：人）

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	128,057,352	62,327,737	65,729,615	55～59歳	8,663,734	4,287,489	4,376,245
0～4歳	5,296,748	2,710,581	2,586,167	55	1,608,361	799,902	808,459
0	1,045,975	535,357	510,618	56	1,611,287	800,001	811,286
1	1,045,417	534,800	510,617	57	1,713,738	847,340	866,398
2	1,074,194	549,618	524,576	58	1,809,889	893,276	916,613
3	1,069,540	547,391	522,149	59	1,920,459	946,970	973,489
4	1,061,622	543,415	518,207	60～64歳	10,037,249	4,920,468	5,116,781
5～9歳	5,585,661	2,859,805	2,725,856	60	2,066,423	1,017,505	1,048,918
5	1,058,489	541,784	516,705	61	2,261,917	1,111,132	1,150,785
6	1,098,856	561,736	537,120	62	2,244,319	1,099,971	1,144,348
7	1,117,316	572,664	544,652	63	2,132,584	1,044,270	1,088,314
8	1,147,733	587,557	560,176	64	1,332,006	647,590	684,416
9	1,163,267	596,064	567,203	65～69歳	8,210,173	3,921,774	4,288,399
10～14歳	5,921,035	3,031,943	2,889,092	65	1,426,865	686,748	740,117
10	1,175,275	603,214	572,061	66	1,732,916	830,331	902,585
11	1,176,598	602,200	574,398	67	1,674,435	800,182	874,253
12	1,195,772	611,951	583,821	68	1,714,817	816,330	898,487
13	1,190,404	608,621	581,783	69	1,661,140	788,183	872,957
14	1,182,986	605,957	577,029	70～74歳	6,963,302	3,225,503	3,737,799
15～19歳	6,063,357	3,109,229	2,954,128	70	1,500,984	707,137	793,847
15	1,218,766	625,135	593,631	71	1,298,743	607,840	690,903
16	1,226,037	630,044	595,993	72	1,376,960	637,594	739,366
17	1,202,514	617,821	584,693	73	1,400,129	642,992	757,137
18	1,215,892	623,883	592,009	74	1,386,486	629,940	756,546
19	1,200,148	612,346	587,802	75～79歳	5,941,013	2,582,940	3,358,073
20～24歳	6,426,433	3,266,240	3,160,193	75	1,308,845	586,255	722,590
20	1,219,150	620,070	599,080	76	1,217,357	537,517	679,840
21	1,249,329	633,987	615,342	77	1,197,125	519,347	677,778
22	1,288,282	655,100	633,182	78	1,143,547	489,295	654,252
23	1,321,513	671,178	650,335	79	1,074,139	450,526	623,613
24	1,348,159	685,905	662,254	80～84歳	4,336,264	1,692,584	2,643,680
25～29歳	7,293,701	3,691,723	3,601,978	80	990,275	406,441	583,834
25	1,404,312	711,906	692,406	81	932,127	372,484	559,643
26	1,449,555	734,612	714,943	82	868,554	339,041	529,513
27	1,469,956	744,281	725,675	83	801,946	304,029	497,917
28	1,475,731	745,319	730,412	84	743,362	270,589	472,773
29	1,494,147	755,605	738,542	85～89歳	2,432,588	744,222	1,688,366
30～34歳	8,341,497	4,221,011	4,120,486	85	648,870	223,708	425,162
30	1,561,305	789,707	771,598	86	547,394	177,598	369,796
31	1,600,983	810,617	790,366	87	472,872	138,353	334,519
32	1,669,936	844,822	825,114	88	411,987	112,871	299,116
33	1,712,263	866,048	846,215	89	351,465	91,692	259,773
34	1,797,010	909,817	887,193	90～94歳	1,021,707	241,799	779,908
35～39歳	9,786,349	4,950,122	4,836,227	90	316,840	79,600	237,240
35	1,880,293	952,113	928,180	91	219,756	53,653	166,103
36	1,981,982	1,003,334	978,648	92	192,863	44,863	148,000
37	2,017,073	1,019,444	997,629	93	160,027	35,831	124,196
38	1,978,648	1,001,440	977,208	94	132,221	27,852	104,369
39	1,928,353	973,791	954,562	95～99歳	296,756	55,739	241,017
40～44歳	8,741,865	4,400,375	4,341,490	95	97,626	19,836	77,790
40	1,874,292	946,353	927,939	96	77,372	14,982	62,390
41	1,846,761	929,854	916,907	97	55,845	10,098	45,747
42	1,807,649	909,126	898,523	98	39,826	6,798	33,028
43	1,803,149	907,805	895,344	99	26,087	4,025	22,062
44	1,410,014	707,237	702,777	100歳以上	43,882	5,851	38,031
45～49歳	8,033,116	4,027,969	4,005,147	不詳	976,423	570,794	405,629
45	1,744,172	875,220	868,952	(再掲)			
46	1,632,518	820,099	812,419	15歳未満	16,803,444	8,602,329	8,201,115
47	1,594,519	799,335	795,184	15～64歳	81,031,800	40,684,202	40,347,598
48	1,542,921	772,698	770,223	65歳以上	29,245,685	12,470,412	16,775,273
49	1,518,986	760,617	758,369	年齢別割合(%)			
50～54歳	7,644,499	3,809,576	3,834,923	15歳未満	13.2	13.9	12.6
50	1,532,059	765,827	766,232	15～64歳	63.8	65.9	61.8
51	1,559,648	778,349	781,299	65歳以上	23.0	20.2	25.7
52	1,519,884	756,737	763,147	平均年齢	45.0	43.4	46.4
53	1,478,697	735,910	742,787	年齢中位数	45.0	43.3	46.7
54	1,554,211	772,753	781,458				

資料：国勢調査（総務省統計局）

## 4. 千葉県年齢別人口（平成22年10月1日現在）

（単位：人）

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	6,216,289	3,098,139	3,118,150	55～59歳	417,238	206,997	210,241
0～4歳	255,768	130,950	124,818	55	76,981	38,546	38,435
0	50,335	25,765	24,570	56	76,696	38,232	38,464
1	50,805	26,185	24,620	57	82,040	40,338	41,702
2	51,980	26,565	25,415	58	88,194	43,768	44,426
3	51,428	26,279	25,149	59	93,327	46,113	47,214
4	51,220	26,156	25,064	60～64歳	505,318	247,847	257,471
5～9歳	267,835	137,258	130,577	60	101,239	49,860	51,379
5	51,346	26,328	25,018	61	111,083	54,503	56,580
6	53,140	27,087	26,053	62	111,579	54,630	56,949
7	53,655	27,568	26,087	63	110,781	54,259	56,522
8	54,850	28,081	26,769	64	70,636	34,595	36,041
9	54,844	28,194	26,650	65～69歳	429,359	210,472	218,887
10～14歳	276,043	141,375	134,668	65	74,591	36,074	38,517
10	55,605	28,559	27,046	66	91,758	44,757	47,001
11	54,999	28,202	26,797	67	89,322	43,779	45,543
12	55,543	28,434	27,109	68	88,793	43,798	44,995
13	55,414	28,336	27,078	69	84,895	42,064	42,831
14	54,482	27,844	26,638	70～74歳	336,501	164,985	171,516
15～19歳	283,408	147,033	136,375	70	75,488	37,124	38,364
15	56,715	29,098	27,617	71	64,161	31,677	32,484
16	56,405	28,997	27,408	72	66,183	32,412	33,771
17	54,463	28,053	26,410	73	66,372	32,608	33,764
18	56,934	29,666	27,268	74	64,297	31,164	33,133
19	58,891	31,219	27,672	75～79歳	251,434	116,127	135,307
20～24歳	316,050	164,122	151,928	75	59,110	28,196	30,914
20	59,914	31,473	28,441	76	52,185	24,613	27,572
21	61,494	32,010	29,484	77	50,167	23,088	27,079
22	63,515	33,094	30,421	78	46,809	21,201	25,608
23	65,333	33,828	31,505	79	43,163	19,029	24,134
24	65,794	33,717	32,077	80～84歳	165,603	67,020	98,583
25～29歳	361,007	184,691	176,316	80	39,036	16,496	22,540
25	69,675	35,694	33,981	81	35,411	14,817	20,594
26	71,268	36,482	34,786	82	32,749	13,280	19,469
27	72,613	37,252	35,361	83	30,317	12,039	18,278
28	73,593	37,423	36,170	84	28,090	10,388	17,702
29	73,858	37,840	36,018	85～89歳	88,196	27,506	60,690
30～34歳	416,659	213,244	203,415	85	23,833	8,381	15,452
30	76,563	39,164	37,399	86	19,753	6,498	13,255
31	80,232	40,963	39,269	87	17,024	5,008	12,016
32	83,113	42,503	40,610	88	14,716	4,139	10,577
33	85,772	43,922	41,850	89	12,870	3,480	9,390
34	90,979	46,692	44,287	90～94歳	36,980	8,735	28,245
35～39歳	507,333	260,835	246,498	90	11,517	2,855	8,662
35	94,887	48,804	46,083	91	8,137	2,009	6,128
36	101,434	51,941	49,493	92	6,909	1,575	5,334
37	104,913	53,826	51,087	93	5,698	1,262	4,436
38	103,967	53,540	50,427	94	4,719	1,034	3,685
39	102,132	52,724	49,408	95～99歳	10,616	1,999	8,617
40～44歳	452,196	233,304	218,892	95	3,606	716	2,890
40	98,616	50,611	48,005	96	2,737	539	2,198
41	96,696	49,777	46,919	97	1,988	371	1,617
42	93,683	48,609	45,074	98	1,404	259	1,145
43	91,998	47,768	44,230	99	881	114	767
44	71,203	36,539	34,664	100歳以上	1,431	216	1,215
45～49歳	391,528	201,561	189,967	不詳	87,463	50,611	36,852
45	87,393	45,025	42,368	(再掲)			
46	80,484	41,581	38,903	15歳未満	799,646	409,583	390,063
47	77,432	39,979	37,453	15～64歳	4,009,060	2,040,885	1,968,175
48	73,649	37,690	35,959	65歳以上	1,320,120	597,060	723,060
49	72,570	37,286	35,284	年齢別割合(%)			
50～54歳	358,323	181,251	177,072	15歳未満	13.0	13.4	12.7
50	72,325	36,840	35,485	15～64歳	65.4	67.0	63.9
51	72,635	36,981	35,654	65歳以上	21.5	19.6	23.5
52	70,412	35,598	34,814	平均年齢	44.3	43.2	45.4
53	69,525	35,069	34,456	年齢中位数	44.0	42.9	45.4
54	73,426	36,763	36,663				

資料：国勢調査（総務省統計局）

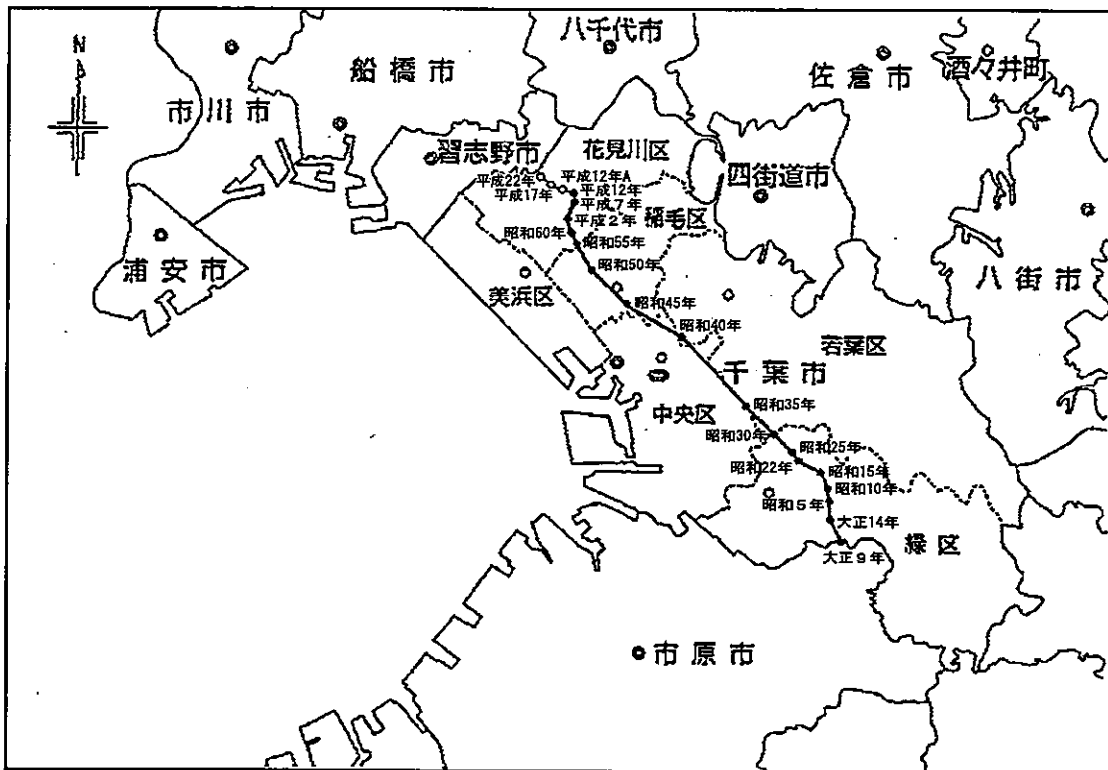
## 5. 千葉県の人口重心

千葉県の人口重心の推移（大正9年～平成22年）

年次	東 経			北 緯			移動距離 km	位 置
	度	分	秒	度	分	秒		
大正 9年	140	12	26	35	32	36	—	市原市瀬又付近
14年	140	12	12	35	32	00	0.8	千葉市誉田町付近
昭和 5年	140	12	11	35	33	23	0.7	〃
10年	140	12	10	35	33	40	0.5	〃
15年	140	11	57	35	34	01	0.7	千葉市平山町付近
22年	140	11	18	35	34	18	1.1	〃
25年	140	11	12	35	34	29	0.4	〃
30年	140	10	45	35	34	55	1.0	〃
35年	140	09	56	35	35	34	1.7	千葉市仁戸名町付近
40年	140	08	07	35	36	56	3.7	千葉市貝塚町付近
45年	140	06	31	35	37	45	2.9	千葉市轟町付近
50年	140	05	40	35	38	31	1.9	千葉市小仲台付近
55年	140	05	15	35	39	04	1.2	千葉市小中台町付近
60年	140	05	03	35	39	21	0.6	千葉市朝日ヶ丘付近
平成 2年	140	04	56	35	39	39	0.6	千葉市畑町付近
7年	140	05	08	35	40	00	0.7	千葉市花見川区畑町付近
12年	140	05	20	35	40	06	0.2	〃
12年A	140	05	34	35	40	06	—	〃
17年	140	05	25	35	40	10	0.3	〃
22年	140	05	11	35	40	20	0.5	〃

資料：国勢調査（総務省統計局）

人口重心の移動（大正9年～平成22年）





#### ※人口重心の算出方法

人口重心とは、人口の一人ひとりが同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が全体として平衡を保つことのできる点をいいます。

平成 12 年までは、市区町村役場の位置にその市区町村の人口が集まっているものと仮定し、都道府県及び全国の人口重心を算出してきましたが、平成 17 年からは、基本単位区の図形中心点にその基本単位区の人口が集まっているものと仮定し、市区町村、都道府県及び全国の人口重心を算出しました。

そのため平成 12 年においては、双方の結果を掲載しています。(平成 12 年Aは平成 17 年の方法により遡及計算したものです。)

なお、平成 12 年～17 年の移動距離については、この基本単位区ごとに算出する方法により遡及計算した平成 12 年の人口重心Aを用いて算出しました。

#### ※ 参考

- (1) 基本単位区とは、街区又は街区に準じた地域を基準とした地域単位（全国で約 200 万）をいいます。
- (2) 人口重心及び基本単位区の図形中心点の経度、緯度は、「世界測地系」を用いています。  
なお、平成 12 年までの人口重心の経度、緯度についても、国土地理院の計算式に従って「日本測地系」から「世界測地系」に変換しています。
- (3) 全国、都道府県のほか市区町村の人口重心についても、総務省統計局のホームページに掲載しています。(http://www.stat.go.jp/data/kokusei/topics/index.htm)

## 6. 千葉県毎月常住人口調査について

### 目的

千葉県毎月常住人口調査は、県内に常住する人口及び世帯の移動状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### 推計の方法

直近の国勢調査人口を基礎として、毎月市町村長から報告された、出生数、死亡数、県内外からの転入者数と転入世帯数及び県内外への転出者数と転出世帯数を前月に加減し、その月の人口と世帯を推計する。

### 調査の対象

県内に常住する人口及び世帯と、住民基本台帳法に基づきその市区町村から転出した者及び世帯、その市区町村に転入した者及び世帯、並びに出生した者、死亡した者及び分離・消滅・合併した世帯を調査の対象とする。

世帯とは住民基本台帳法第6条に基づく世帯であり、住居と生計を共にしている者を一つの世帯とする。

世帯の把握の仕方は次のとおりである。

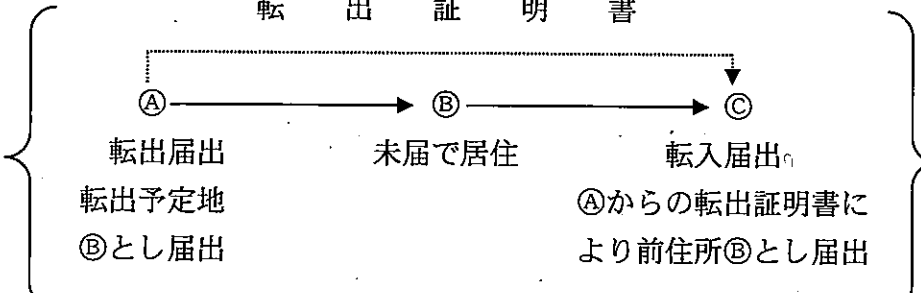
- (1) 一般の家庭……世帯人員をまとめて1世帯とする。
- (2) 寄宿舍・独身寮に住んでいる人……住居は1つであるが生計は別であるので、一人ひとりをそれぞれ1世帯とする。
- (3) 住込の営業使用人、家事使用人等の世帯については、住民基本台帳法第6条の規定に基づき個々の実態に応じて処理する。

### 提出期日

各市町村では、様式1「総括表」、様式2「県内からの転入」、様式3「県外との移動」、様式4「その他の移動」を月ごとに集計し、各1部を調査月の翌月の15日までに、県総合企画部統計課に提出する。

# 調査票の記入要領

## 1. 「総括表」の記入の仕方

一般的注意事項	<p>この調査票は、各市町村で住民基本台帳法に基づき、住民票の記載及び消除された者につき、その人口及び世帯数を調査票に示す事由別に毎月1日から末日までの1か月分をまとめて作成する。</p> <p>なお、同一市町村内で転居した場合（住民基本台帳法第23条の規定）は調査の対象外であるので計上しないこと。</p>
①前月末人口	<p>報告月の前月末人口は、男女別と世帯数欄に記入する。</p> <p>この欄は、前月分報告の⑬「当月末人口」欄と一致する。</p>
②前年同月末人口	<p>報告月の⑬当月末人口に対する前年同月末人口と世帯数を記入する。</p>
自然動態	
③出生	<p>当該月間に出生した者の数（日本人、外国人）を男女別に記入する。</p>
④死亡	<p>当該月間に死亡した者の数（日本人、外国人）を男女別に記入する。（戸籍法第35条、第9条及び大正5年2月3日民第1836号により死亡が確定、確認したものを含む。）</p>
〈注意〉	<p>1人で1世帯を構成している者が死亡した場合は、この世帯欄に記入する。</p>
社会動態	
転入	<p>当該月間に住民基本台帳法第22条及び第30条の46に基づいて転入届を受理し住民票に記載された者の数を男女別に記入するとともに、その世帯数を記入する。</p> <p>この場合において、住所を定めた日と届出の日がその月を異にするときは、届出の日に属する月の転入者とする。</p> <p>また、現居住地（㉔）に未届で居住していた者が前住所（㉓）の書類を転入地（㉕）に届出した場合は、転入届出地（㉕）は、未届地（㉔）からの転入者として取扱う。</p>
	<p style="text-align: center;">転 出 証 明 書</p> 
⑤県内から	<p>県内他市町村からの転入者の数（日本人、外国人）及びその世帯数を、それぞれの該当欄に記入する。</p>
〈注意〉	<p>この欄の男女数は、様式2「県内からの転入」の⑭合計欄と一致する。</p>

- ⑥県外から  
 (注意) ⑥県外からの転入者の数（日本人、外国人）及びその世帯数を、それぞれの該当欄に記入する。  
 この欄の男女数は、様式3「県外との移動」の合計⑤転入欄と一致する。
- ⑦その他  
 転入者とみなされるもので、県内か、県外か、国外からかの区別がつかない者、又は職権で住民として記載された者の数等、及びそれらの世帯数をそれぞれの該当欄に記入する。  
 (注意) この欄と様式4「その他の移動」の⑦転入欄の合計はそれぞれ一致する。  
 市町村間の廃置分合等  
 市町村間の廃置分合あるいは、境界変更等で合体もしくは編入された住民は、住民基本台帳法でいう転入者ではないので、新市町村あるいは、編入した市町村で作成する様式1「総括表」の①前月末人口欄に合計した数を記入する。この場合、備考欄に合併前の市町村別人口を注記すること。
- (世帯の分離) 同一市町村内で世帯の分離があった場合、分離で増えた世帯数は、⑤県内からの世帯数欄に記入する。
- ⑧計  
 (注意) この欄は、社会動態の転入（県内、県外、その他）を加えた数を記入する。  
 ⑧計欄の男女数欄は、様式2「県内からの転入」の④合計欄と様式3「県外との移動」の合計⑤転入欄及び様式4「その他の移動」⑦転入欄の男女別合計数を、それぞれ男女別に総計した数と一致する。
- 転 出  
 当該月間に住民基本台帳法第24条に基づいて、住民票から消除された者の数を男女別に記入するとともに、その世帯数を記入する。  
 この場合において、転出は転出予定年月日をもって把握する。
- ⑨県内へ  
 県内他市町村への転出者数（日本人、外国人）及びその世帯数を、それぞれの該当欄に記入する。
- ⑩県外へ  
 他の都道府県及び国外への転出者の数（日本人、外国人）及びその世帯数を、それぞれの該当欄に記入する。  
 (注意) この欄の男女数は、様式3「県外との移動」の合計⑥転出欄と一致する。
- ⑪その他  
 転出先の明確な者は、県内及び県外の各欄に記入できるが、転出者とみなされる者で、転出先が県内へ、県外へ、国外へかの区別がつかない者、又は職権等で、住民票から消除された者の数（日本人、外国人）等、及びそれらの世帯数を、それぞれ該当欄に記入する。  
 (注意) この欄と様式4「その他の移動」の⑧転出欄の合計は、それぞれ一致する。  
 市町村間の廃置分合等  
 市町村間の廃置分合あるいは、境界変更等で分立がなされた場合は、分立によってその市町村から離れた住民は、転出者ではないので、様式1「総括表」の①前月末人口欄には、その数を除いた数を記入する。また、分割がなされた場合は、新市町村としてそれぞれ調査票を改めて記載する。これらの場合、備考欄にこの旨注記すること。
- (世帯の合併) 同一市町村内で世帯の合併があった場合、合併で減った世帯数は、⑨県内への世帯数欄に記入する。
- ⑫計  
 この欄は、社会動態の転出（県内、県外、その他）を加えた数を記入する。

⑬当月末人口

この欄には、①前月末人口と、自然動態の③出生から④死亡を差引いた数と、社会動態の転入者数の⑧計から転出者数の⑫計を差引いた数を総計した数を男女別と世帯数欄に記入する。

$$[\textcircled{1} + (\textcircled{3} - \textcircled{4}) + (\textcircled{8} - \textcircled{12}) = \textcircled{13}]$$

この数を翌月報告分の「総括表」①前月末人口欄に転記する。

前月に比較し増減の著しい場合等の理由

記入された各欄の数が、前月に比較し著しい差がある場合、及び市町村合併並びに実態調査等により、住民に変動があった場合、もしくは数値だけでは理解するに困難をきたすおそれがある場合には、その理由をできるだけ詳細に記入する。

取扱者氏名

この調査票（総括表、県内からの転入、県外との移動、その他の移動）の作成者の氏名及び所属課名を記入する。

## 2. 「県内からの転入」の記入の仕方

一般的注意事項

この調査票は、各市町村で住民基本台帳法第 22 条及び第 30 条の 46 に基づいて住民票に記載された者のうち、県内他市町村からの転入者を記入する。

当該月間（毎月 1 日から末日までの 1 か月）の転入者数（日本人、外国人）を男女別にそれぞれの該当欄に記入する。

なお、同一市町村内で転居した場合（住民基本台帳法第 23 条の規定）は、調査の対象外であるので計上しないこと。

また、千葉市の欄には各区の合計数を記入する。

〈注意〉

この様式の⑭合計欄は、様式 1 「総括表」転入⑤県内からの男女数と一致する。

市町村間の  
合体・編入等

市町村間の合体・編入等により増加した住民は、住民基本台帳法でいう転入者ではないので、この様式の転入欄に記載せず、様式 1 「総括表」のみに記載する。

## 3. 「県外との移動」の記入の仕方

一般的注意事項

この調査票は、各市町村で住民基本台帳法に基づき、住民票に記載及び消除された者のうち、県外他都道府県及び国外との移動のあった人口を、毎月 1 日から末日までの 1 か月分をまとめて作成する。

転 入

当該月間に住民基本台帳法第 22 条及び第 36 条の 46 に基づいて住民票に記載された者のうち、県外他都道府県及び国外からの転入者（日本人、外国人）をそれぞれの該当欄に記入する。

〈注意〉

この様式の合計⑮転入欄は、様式 1 「総括表」転入⑥県外からの男女数と一致する。

他都道府県  
市町村間の  
合体等

隣地他都県市町村との間での合体編入等により、住民が増加した場合は、この様式の転入欄に記載せず、様式 1 「総括表」のみに記載する。

転 出 当該月間に住民基本台帳法第 24 条に基づいて住民票から削除された者のうち、県外他都道府県及び国外への転出者（日本人、外国人）を、それぞれの該当欄に記入する。

〈注意〉 なお、転出は住民基本台帳に記載された転出予定年月日をもって把握する。  
この様式の合計⑩転出欄は、様式 1 「総括表」転出⑩県外への男女数と一致する。

他都道府県  
市町村への  
編入等

隣地他都県の市町村へ編入された住民については、この様式の転出欄に記載せず、様式 1 「総括表」のみに記載する。

#### 4. 「その他の移動」の記入の仕方

一般的注意事項 この調査票は、転入、転出とも、県内か、県外か、国外かの区別がつかない者及び職権住所設定等で住民として住民票に記載された者、又は住民票から削除された者、及びそれらの世帯を毎月 1 日から末日までの 1 か月分をまとめて記載する。

転 入 転入者とみなされる者で、県内か、県外か、国外からかの区別がつかない者、及び職権等で住民として住民票に記載された者の数及びその世帯数をそれぞれの該当欄に記入する。

なお、従前の住所不明の者（職権記載・住所設定等）は従前の住所不明欄に記入し、それ以外の者（転出取消、職権回復等）は、その旨記入し空欄に記入する。

(帰化) 但し、同一市町村内に居住する外国人が帰化した場合、帰化は実際の移動ではないので、どこにも記入しない。

(転出取消し) また、転出すると届け出た者があり、その転出予定年月日の属する月で処理したところ、翌月転出取消しを本人がした場合について、「転出取消」と記して、それぞれの該当欄に記入する。

〈注意〉 この様式の⑪転入の各欄は、様式 1 「総括表」転入⑪その他のそれぞれの該当欄と一致する。

転 出 転出者とみなされる者で、県内へ、県外へ、国外へかの区別がつかない者、及び職権等で住民票から削除された者の数及びその世帯数をそれぞれの該当欄に記入する。

なお、職権消除等の事由により転出先の住所不明の者は、転出先の住所不明欄に記入し、それ以外の者は、その旨記入し空欄に記入する。

〈注意〉 この様式の⑫転出の各欄の計は、様式 1 「総括表」転出⑫その他のそれぞれの該当欄と一致する。

## 7. 千葉県毎月常住人口調査要綱他関係法令

### 千葉県毎月常住人口調査要綱

	平成 4年 4月 1日千葉県告示第 328号
改正	平成 8年 3月 25日千葉県告示第 317号
”	平成 13年 3月 16日千葉県告示第 248号
”	平成 14年 3月 12日千葉県告示第 135号
”	平成 15年 5月 6日千葉県告示第 454号
”	平成 17年 1月 25日千葉県告示第 78号
”	平成 17年 2月 15日千葉県告示第 121号
”	平成 17年 4月 19日千葉県告示第 393号
”	平成 17年 10月 11日千葉県告示第 717号
”	平成 17年 11月 29日千葉県告示第 861号
”	平成 18年 3月 3日千葉県告示第 109号
”	平成 22年 3月 19日千葉県告示第 179号
”	平成 22年 3月 30日千葉県告示第 241号
”	平成 24年 6月 22日千葉県告示第 437号
”	平成 24年 12月 28日千葉県告示第 732号

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県統計調査条例(昭和25年千葉県条例第1号。以下「条例」という。)第3条第2項の規定により、千葉県毎月常住人口調査(以下「毎月常住人口調査」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (調査の目的)

第2条 毎月常住人口調査は、県内に常住する人口の動態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

#### (調査の範囲)

第3条 毎月常住人口調査は、市町村(千葉市にあっては、区。次条において同じ。)において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民票に記載され、又は住民票を消除された者について行う。

#### (調査事項)

第4条 毎月常住人口調査は、市町村における次の各号に掲げる事項について行う。

- 1 人口
- 2 世帯数
- 3 調査期日(次条の規定による調査期日をいう。以下同じ。)以前1月間における出生者数及び死亡者数
- 4 調査期日以前1月間における転入者数及び転出者数
- 5 前各号に掲げる事項の増減の著しい理由
- 6 その他知事が特に必要があると認めた事項

#### (調査期日)

第5条 毎月常住人口調査は、毎月末日現在によって行うものとする。

(調査の方法)

第6条 毎月常住人口調査は、毎月常住人口調査票（以下「調査票」という。）（別記様式）によって行う。

(調査票の提出)

第7条 市町村長は、知事が別に定めるところにより、第4条各号に掲げる事項について調査票を作成し、調査期日の属する月の翌月の15日までに知事に提出するものとする。

(結果の公表)

第8条 知事は、前条の規定により提出された調査票の審査及び集計を行い、結果表を作成して速やかに公表するものとする。

(調査票等の保存)

第9条 知事は、前条に規定する調査票及び結果表を、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存するものとする。

- 1 調査票 5年
- 2 結果表 長期

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に千葉県毎月常住人口調査規則を廃止する規則（平成4年千葉県規則第56号）による廃止前の千葉県毎月常住人口調査規則（昭和42年千葉県規則第15号）の規定によりなされている調査、調査票等の保存その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた調査、調査票等の保存その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成8年3月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成13年3月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成14年3月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成15年6月6日から施行する。



(経過措置)

- 2 平成15年5月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年1月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年6月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年12月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年11月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成18年1月23日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。ただし、別記様式の改正規定及び次項の規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年6月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年12月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式（第6条）

千葉県毎月常住人口調査票  
（ 年 月分 ）

千葉県知事

様

年 月 日

下記のとおり報告します。

市町村長

1 総括表

カード No.	区分	① 前月末人口	② 前年同月末人口	自 然 動 態	
				③ 出生	④ 死亡
01	計				
02	男				
03	女				
04	世帯				

市区町村名	コード	年月

カード No.	区分	社 会 動 態			⑬ 当月未人口				
		転 入	転 出	計					
		⑤県内から	⑥県外から	⑦その他	⑧ 計	⑨県内へ	⑩県外へ	⑪その他	⑫ 計
05	計								
06	男								
07	女								
08	世帯								

前月に比較し増減の著しい場合等の理由	
備 考	

取扱者 課 氏 名	課	電話番号

2 県内からの転入

市区町村名	コード	年	月

コード	千葉市中央区 男 女	千葉市花見川区 男 女	千葉市稲毛区 男 女	千葉市若葉区 男 女	千葉市緑区 男 女	千葉市美浜区 男 女
10	千葉市 男 女	銚子市 男 女	市川市 男 女	船橋市 男 女	館山市 男 女	水更津市 男 女
11	野田市 男 女	茂原市 男 女	成田市 男 女	佐倉市 男 女	東金市 男 女	旭市 男 女
12	柏市 男 女	勝浦市 男 女	市原市 男 女	流山市 男 女	八千代市 男 女	我孫子市 男 女
13	鎌ヶ谷市 男 女	君津市 男 女	雷津市 男 女	浦安市 男 女	四街道市 男 女	袖ヶ浦市 男 女
14	印西市 男 女	白井市 男 女	富里市 男 女	南房総市 男 女	匝瑺市 男 女	香取市 男 女
15	いすみ市 男 女	大網白里市 男 女	酒々井町 男 女	栄町 男 女	神崎町 男 女	多古町 男 女
16	九十九里町 男 女	芝山町 男 女	横芝光町 男 女	一宮町 男 女	睦沢町 男 女	長生村 男 女
17	長柄町 男 女	長南町 男 女	大多喜町 男 女	御宿町 男 女	鋸南町 男 女	外国人 男 女
18						⑩合計 男 女

注 千葉市欄は、千葉市各区の合計が入ります。

3 県外との移動

市区町村名	コード	年月
-------	-----	----

31	北 入 女	海 通 出 女	青 入 女	森 入 女	岩 入 女	手 入 女	県 出 女
	男	男	男	男	男	男	男
	宮 入 女	城 入 女	秋 入 女	田 入 女	山 入 女	形 入 女	県 出 女
	男	男	男	男	男	男	男
32	福 入 女	島 入 女	茨 入 女	城 入 女	枳 入 女	木 入 女	県 出 女
	男	男	男	男	男	男	男
33	雅 入 女	島 入 女	坊 入 女	玉 入 女	東 入 女	京 入 女	都 出 女
	男	男	男	男	男	男	男
34	神 入 女	川 入 女	新 入 女	湯 入 女	富 入 女	山 入 女	県 出 女
	男	男	男	男	男	男	男
35	石 入 女	川 入 女	福 入 女	井 入 女	山 入 女	梨 入 女	県 出 女
	男	男	男	男	男	男	男
36	長 入 女	野 入 女	岐 入 女	早 入 女	静 入 女	阿 入 女	県 出 女
	男	男	男	男	男	男	男
37	愛 入 女	知 入 女	三 入 女	重 入 女	滋 入 女	賀 入 女	県 出 女
	男	男	男	男	男	男	男
38	京 入 女	都 入 女	大 入 女	阪 入 女	兵 入 女	庫 入 女	県 出 女
	男	男	男	男	男	男	男
39	奈 入 女	長 入 女	和 入 女	歌 入 女	山 入 女	取 入 女	県 出 女
	男	男	男	男	男	男	男
40							

市区町村名	コード	年	月

カード	島	嶺	山	島	県	島	県
	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転出
	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女
41							
	山	島	川	川	県	県	県
	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転出
	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女
42							
	愛	媛	高	知	岡	岡	岡
	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転出
	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女
43							
	佐	賀	長	崎	本	本	本
	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転出
	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女
44							
	大	分	宮	崎	鹿	島	島
	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転出
	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女
45							
	沖	縄	国	外	外	国	国
	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転出
	男	男	男	男	男	男	男
	女	女	女	女	女	女	女
46							
	合	計					
	①⑤転入	①⑥転出					
	男	男					
	女	女					
47							

4 その他の移動

カード	区	分	区	分	世	帯	世	帯
	従	前	転	入	計	計	計	計
	住	所	出	先	男	男	男	男
	不	明	先	の	女	女	女	女
51			住	所				
52			不	明				
53								

# 関係法令

## 住民基本台帳法（抜すい）

（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）

### （目的）

第 1 条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

### （住民基本台帳の作成）

第 6 条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

2 市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすることができる。

3 略

### （住民票の記載事項）

第 7 条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第 3 項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

(1) 氏名

(2) 出生の年月日

(3) 男女の別

(4) 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(5) 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

(6) 住民となった年月日

(7) 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

(8) 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所

(9)～(14) 略

(住民票の記載等)

第8条 住民票の記載、消除又は記載の修正(第18条を除き、以下「記載等」という。)は、(中略)、政令で定めるところにより、第4章若しくは第4章の3の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

(住民票の記載等のための市町村長間の通知)

第9条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。

2～3 略

(転入届)

第22条 転入(新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第30条の46において同じ。)をした者は、転入をした日から14日以内に、次に掲げる事項(中略)を市町村長に届け出なければならない。

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 転入をした年月日
- (4) 従前の住所
- (5) 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- (6) 転入前の住民票コード
- (7) 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

2 前項の規定による届出をする者(同項第7号の者を除く。)は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

(転居届)

第23条 転居(一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。)をした者は、転居をした日から14日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 転居をした年月日
- (4) 従前の住所
- (5) 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(転出届)

第 24 条 転出（市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

(世帯変更届)

第 25 条 第 22 条第 1 項及び第 23 条の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があった者（政令で定める者を除く。）は、その変更があった日から 14 日以内に、その氏名、変更があった事項及び変更があった年月日を市町村長に届け出なければならない。

(届出の方式等)

第 27 条 この章又は第 4 章の 3 の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面で行わなければならない。

2～3 略

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第 30 条の 45 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであって市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第 7 条の規定にかかわらず、同条各号（第 5 号、第 6 号及び第 9 号を除く。）に掲げる事項、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下この章において「入管法」という。）第 2 条第 5 号 ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、外国人住民となった年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となった年月日又は住民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。）及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

中長期在留者（入管法第 19 条の 3 に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。）	1 中長期在留者である旨 2 入管法第 19 条の 3 に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあっては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号
特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。）	1 特別永住者である旨 2 入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号



<p>一時庇護許可者（入管法第 18 条の 2 第 1 項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第 61 条の 2 の 4 第 1 項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>1 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 2 入管法第 18 条の 2 第 4 項に規定する上陸期間又は入管法第 61 条の 2 の 4 第 2 項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p>
<p>出生による経過滞在外者（国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第 22 条の 2 第 1 項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）又は国籍喪失による経過滞在外者（日本の国籍を失った者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）</p>	<p>出生による経過滞在外者又は国籍喪失による経過滞在外者である旨</p>

（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例）

第 30 条の 46 前条の表の上欄に掲げる者（出生による経過滞在外者又は国籍喪失による経過滞在外者を除く。以下この条及び次条において「中長期在留者等」という。）が国外から転入をした場合（これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。）には、当該中長期在留者等は、第 22 条の規定にかかわらず、転入をした日から 14 日以内に、同条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となった年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該中長期在留者等は、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書（一時庇護許可者にあつては、入管法第 18 条の 2 第 3 項に規定する一時庇護許可書）を提示しなければならない。

（調査）

第 34 条 市町村長は、定期に、第 7 条及び第 30 条の 45 の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第 7 条及び第 30 条の 45 の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。

3～4 略

(資料の提供)

第 37 条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

2 略

(適用除外)

第 39 条 この法律は、日本の国籍を有しない者のうち第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者以外のものその他政令で定める者については、適用しない。

附 則

(住民登録法及び住民登録法施行法の廃止)

第 2 条 住民登録法（昭和 26 年法律第 218 号）及び住民登録法施行法（昭和 27 年法律第 106 号）は、廃止する。

(住民登録法の廃止に伴う経過措置)

第 3 条 施行日前にした旧住民登録法の規定に基づく届出その他の行為は、この法律の相当規定に基づいてされたものとみなす。

2 略

3 前 2 項に定めるもののほか、住民登録法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 住民基本台帳法施行令（抜すい）

(昭和 42 年 9 月 11 日政令第 292 号)

(住民票の記載)

第 7 条 市町村長は、新たに市町村の区域内に住所を定めた者その他新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者があるときは、次項に定める場合を除き、その者の住民票を作成しなければならない。

2 市町村長は、一の世帯につき世帯を単位とする住民票を作成した後に新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者でその世帯に属することとなったもの（既に当該世帯に属していた者で新たに法の適用を受けることとなったものを含む。）があるときは、その住民票にその者に関する記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）をしなければならない。

(住民票の消除)

第8条 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあっては、その住民票の全部又は一部）を消除しなければならない。

(住民票の記載の修正)

第9条 市町村長は、住民票に記載されている事項（住民票コードを除く。）に変更があったときは、その住民票の記載の修正をしなければならない。

(職権による住民票の記載等)

第12条 市町村長は、法第4章又は法第4章の3の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知ったときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第7条から第10条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2～4 略

(住民票を消除する場合の手続)

第13条 市町村長は、住民票を消除する場合には、その事由（転出の場合にあっては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第24条の規定による届出に基づき住民票を消除する場合にあっては、転出の予定年月日）をその住民票に記載しなければならない。

2 法第9条第1項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る消除された住民票に転出をした旨を記載するとともに、前項の規定により記載された転出先の住所が当該通知に係る書面に記載された住所と異なるときは、当該記載された転出先の住所を訂正しなければならない。

3～4 略

(転出証明書)

第23条 法第22条第2項に規定する住所の異動に関する文書で政令で定めるものは、前住所地の市町村長が作成する転出の証明書（以下「転出証明書」という。）とする。

2 転出証明書には、法第7条第1号から第5号まで及び第13号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 住 所

(2) 転出先及び転出の予定年月日

(3)～(5) 略

# 自治事務次官進達（抜すい）

## 住民基本台帳法等の施行について（通知）

自治振第 147 号

昭和 42 年 9 月 25 日

### 3 市町村長等の責務

#### (1) 住民基本台帳の記録の正確性の確保

##### ウ 調査

市町村長は、定期に住民票の記載事項について調査するものとされるとともに（法第 34 条第 1 項）、必要があると認めるときは、いつでも住民票の記載事項について調査をすることができるものとされたこと（法第 34 条第 2 項）。これは、この法律においては、住民を把握するためにあらゆる手段を講じているが、今日のような人口の移動の激しい状況のもとでは、定期的の実態を調査することなしには、住民に関する正確な記録を行なうことは困難であると認められたためであるので、この趣旨にのっとり、できるだけ毎年 1 回、定期調査を行なうこととするとともに、その市町村の実態に即した実効ある適切な実施の方法を検討され、かつ、住民からの届出や住民票に記載された事項が事実と反する疑いがあるとき等市町村長が必要と認めるときは、必要に応じて調査を行ない、もって住民基本台帳の記録の正確性の確保に努められたいこと。

## 8. 市区町村コード一覧表

平成26年1月1日現在

市区町村名	市区町村コード	市区町村名	市区町村コード	市区町村名	市区町村コード
千葉市	100	四街道市	228	夷隅郡	
		袖ヶ浦市	229	大多喜町	441
中央区	101	八街市	230	御宿町	443
花見川区	102	印西市	231	安房郡	
稲毛区	103	白井市	232	鋸南町	463
若葉区	104	富里市	233		
緑区	105	南房総市	234		
美浜区	106	匝瑳市	235		
銚子市	202	香取市	236		
市川市	203	山武市	237		
船橋市	204	いすみ市	238		
館山市	205	大網白里市	239		
木更津市	206				
松戸市	207	印旛郡			
野田市	208	酒々井町	322		
茂原市	210	栄町	329		
成田市	211	香取郡			
佐倉市	212	神崎町	342		
東金市	213	多古町	347		
旭市	215	東庄町	349		
習志野市	216	山武郡			
柏市	217	九十九里町	403		
勝浦市	218	芝山町	409		
市原市	219	横芝光町	410		
流山市	220	長生郡			
八千代市	221	一宮町	421		
我孫子市	222	睦沢町	422		
鴨川市	223	長生村	423		
鎌ヶ谷市	224	白子町	424		
君津市	225	長柄町	426		
富津市	226	長南町	427		
浦安市	227				

平成 26 年千葉県毎月常住人口調査報告書年報

平成 27 年 2 月発行

編集 千葉県総合企画部統計課

発行 千葉県総合企画部統計課

千葉市中央区市場町 1 番 1 号

電話 043(223)2223